

環境影響評価審査会総会議事録

- 1 日時：平成17年8月11日（木）14:00～16:30
- 2 場所：兵庫農業共済会館 大会議室
- 3 議 題
 - (1) 計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方について
 - (2) その他
- 4 出席委員：藤井会長、山口副会長、山下 SEA 検討部会長、田中眞吾技術指針検討部会長、朝日委員、小谷委員、菅原委員、田中みさ子委員、辻委員、中野委員、西村委員、平松委員、別府委員、榎村委員、大久保委員、竹元委員
- 5 事務局：原田健康生活部環境局長、長谷川健康生活部参事（環境技術担当）
環境影響評価室 勝野室長、鷲見課長補佐外室員3名
- 6 関係部局：環境整備課、水質課
- 7 傍聴者なし
- 8 配布資料：
会議次第
出席者名簿
 - （資料1） 戦略的環境アセスメントの導入のあり方について（諮問）
 - （資料2） 計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方の概要
 - （資料3） 計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方について（答申案）
 - （資料4） 各省庁及び都道府県における SEA の取組
 - （資料5） ケーススタディ単一案概要版
 - （資料6） ケーススタディ概要版
 - （資料7） 北近畿豊岡自動車道（豊岡南～八鹿）環境影響評価準備書の審査概要
 - （資料8） 北近畿豊岡自動車道（豊岡南～八鹿）環境影響評価準備書の審査について（答申）
 - （資料9） 大阪湾岸道路有識者委員会パンフレット
 - （資料9-2）大阪湾岸道路有識者委員会提言要旨
 - （資料10） 事後監視調査の総会報告について（案）

9 議事概要

(部会報告) 戦略アセスに関しては、議論自体がまだ始まったばかりであり、十分な蓄積もない。国や他の都道府県でも検討が始まったばかりの段階である。そこで、議論のみでなく、試行的に動かしていく中で、制度を整えていく必要がある。とりまとめは、不十分で議論を重ねる必要があるかもしれないが、今回、試行的、実験的な取り組みをするためのとりまとめをした。その上で、兵庫県版のS E Aの基本的な考え方は、兵庫県の持っている現行のアセス制度を踏まえたものとして考えている。詳細は、後程事務局より説明があるが、現行のアセス制度の限界を考えた上で、S E Aの対象や手続きを考えている。つまり、上位計画の段階で、P Iと連携したS E Aであることが特色である。また、P Iと連携したS E Aであることから、S E Aの手続きを自立させただけでなく、計画を策定するプロセスも変化してくる。また、変化させて、S E Aの方も考えるとなっている。その意味では、計画を策定するプロセスと、S E Aのプロセスの両方が連携することとなっており、些か複雑な手続き、或いは分りにくい仕組みになったかもしれない。しかし、他ではない独特な手続きや仕組みになったと考えている。さらに、昨年技術指針の部会で、技術指針についてとりまとめを行った。一つ目は、保全対象区域等を設定し、予測・評価を行う。二つ目は、複数案の比較のために、出来る限り数値化できる評価指標を選定し、考えていく。また、環境事前配慮検討書と環境事前配慮書の2本立てになっており、興味深い手続きになっている。それらの議論の中で、イメージしにくい部分があり、事務局にお願いし、ケーススタディを行っている。これが、モデルになるかと考えている。最後に、今後の考えることとして、一つは、環境へのマイナス影響のみではなく、環境創造的な効果をどのように取り扱うか、さらには、事業をしない、或いはすべきでない、ゼロオプションのようなものをどのように取組むかを議論する必要があるかもしれない。しかし、その点は、試行しながら考える方が良いかと考えており、後の質疑において、各委員の意見を聞かせてほしい。詳細は事務局より願います。

(事務局より、資料1～6にて計画段階における環境アセスメント制度の導入のあり方について説明)

(委員) 用語であるが、計画策定プロセスとP Iはどのような使われ方をしているのか。同じなのか、計画策定プロセスより、P Iの方が狭いことが、整理されていない。資料3の本文中には、「P I」は出てこないが、p9の図1には、「P I」が出てくる。また、資料2では、「計画策定プロセス(P I)」となっている。必ずしもP Iをやるとは限らない。計画策定プロセスの方が広い。本文中には、「P I」は出てこないが、図1には出てくるので、整理が必要でないか。

(事務局) ご指摘のとおり、整理が必要かと思う。計画策定プロセスの中で、住民参加手続きが一般化しつつある。その場面を捉えて、県版のS E A制度を構築するということであり、P Iのウェイトが大きかった。しかし、言葉の整理をしたい。

(委員)資料3のp6の中ほどの環境情報の収集・整備等に、「GIS(地図情報システム)」とあるが、一般的には、「地理情報」が用いられる。また、民間事業の場合、情報が無いので、環境配慮が出来ない場合がある。そこで、環境情報の収集・整備で、具体的な取組みがあるのか。

(事務局)ご指摘のとおり、「地理情報」に改める。また、具体的な収集・整備は、予算的にも難しい。部会の中でも、情報の整理がないと、難しいとの意見も頂いている。ただ、完璧な情報はないと思うので、事業者がどれだけ情報を収集できるかとのことで、技術指針でも、既存資料の他に地元の専門家等に聞き取り調査して下さいとしており、表に現われていない情報を収集することが必要かと思う。当方ですべての情報を収集し、提供できれば理想的であるが、以上のような状況である。

(委員)委員が言われた試行をしながら、考えるとのことであるが、資料3のp10の「3複数案の比較のための予測及び評価」で、環境改善効果や環境創造効果のプラス面の評価があり、その上の行では、当該指標の数値等を予測し、評価すると書いている。プラス効果については、定性的なものが多いと思う。プラス効果についても、定量的とか、定性的とかの考えはあるのか。

(事務局)住民の方々が、最終的にPIプロセスの中で、環境の結果も見ながら、議論されるので、比較するためには、なるべく定量的、数値的なものの方が比較しやすい。資料3のp14の(3)のアでも、原則として、定量的に把握することのできる評価指標を選択することとしている。また、なお書きで、定量化が難しいものも可能なら選択することとしている。ご指摘の環境改善効果や環境創造効果についても、資料3のp18の評価指標(例)の中では、例えば、既存道路等の環境改善効果は、数値化可能なら数値にしてほしいとの思いもある。

(委員)まだ決まっていないとのことか。また、資料3のp18の廃棄物等のところで、「土工量」がある。一方、資料6のp7の陸生植物・陸生動物・水生生物のところも、「土工量」となっている。廃棄物等の指標は、「土工量」なのか。

(事務局)計画段階で、廃棄物量を出すことは困難であり、廃棄物等の評価指標は、「土工量」としている。評価指標では、廃棄物等と動物・植物で「土工量」を用いている。正確に言えば、資料6のp7に廃棄物等を追記するべきと思う。

(委員)SEAの目的に照らして、位置とか、規模とかを考えるのなら、資料6のケーススタディの場合でも、あまりないかもしれないが、ルートを決める時に、元化学工場やアスベスト工場跡地を通過する場合は、有害廃棄物の視点も見なければならない。土壤汚染もそうであるが。

(事務局)分かりました。

(委員)資料3のp11の保全対象区域等の(1)保全すべき区域のアとイで、すべて網羅できるのか。アの「人の健康や生活環境の観点からみて特に保全する区域」と、イの「貴重な自然環境の区域」とすると、文化財的な物にならない物が抜け落ちてくる

のではないかと。また、人の住んでいない所や、貴重な自然環境な所と貴重で自然環境でない所の間は、保全対象区域ではなくなるのではないかと疑問がある。

(事務局) そのため、資料3のp17の人の健康や生活環境に関する区域の中に「その他」を入れている。議論が固まっていない中で、実際の事例の中で、考えていきたい。

(委員) そこに盛り込んだということですね。資料3のp16の「3土壌汚染」から「7」迄の調査方法で、環境白書等によりとあるが、環境白書に入っている資料によりとりまとめるということか。

(事務局) 基本的にはそうだが、資料3のp13に調査の留意点を示しており、まず、現地踏査、地元の専門家等への聞き取りにより、文献調査では表れない情報を収集してもらうこととしている。

(委員) 先程の質問に関連するが、文化財について、登録されていない物は対象にならなくなるが。

(事務局) 文化財については、難しいものがある。埋蔵文化財については、事業アセス時点でも、分からない状況である。アセス後に、土地買収をして、文化財保護法による調査をして、その時点でどうするのかの議論が始まる。例えば、九州縦断道路の吉野ヶ里遺跡も後からである。また、県内の事例で、北近畿豊岡自動車道の和田山の茶すり山古墳で、発掘の結果、非常に価値が高いことが判明し、高架への構造変更を行っている。計画段階では、残念ながら分からない。

(委員) 同じようなことだが、景観、名水百選や、名水百選ではないが、どこかの団体が選んだものかもしれない。陸生動物でも、音でも、グレーなものはどうするのか。法律等の指定はないが、残しておきたいものはどうなのか。

(事務局) まず、事業者自ら情報を収集する中で、価値判断をどうするかとのことだと思う。PIプロセスの中で、住民の方々に、計画原案とともに、環境事前配慮検討書を示すので、検討が不十分と指摘する。住民参加のプロセスの中で、情報を開示しながら、埋もれていて、収集出来なかった情報は、収集するシステムを構築する。ただ、計画への反映は、最終的には環境だけでは出来ないの、計画策定者のセルフコントロールの中で決定されることなるが、そこへ情報を提供するか、しないかは、大きな違いがあると思う。

(委員) 用語の話で、資料3のp9の図1の「コントロールポイント」であるが、国土交通省の道路の用語であり、他では使わない。説明がない。資料3のp17の人の健康や生活環境に関する区域が相当するが、国では、貴重な自然環境の区域は、コントロールポイントではない。保全対象区域等とコントロールポイントが同じなら良いが。

(事務局) この場合の「コントロールポイント」は、計画策定者が避けるとの意味で使っている。表現を改めたい。

(委員) 埋蔵文化財の話であるが、掘ってみないと分からない。ご存知のとおり、都内では、どこを掘っても出る。昔は貴重ではなかった欠片が、今では、江戸時代の生活を

表す貴重なものである。貴重だから掘り返せとなっても、掘るとどんどん出てくる。貴重な物ならどうするかというと、今の考えは、盛土にしている。文化財は、調査して文化財との考えがあり、教育委員会でも、広く範囲を書いているが、掘って見ないと、価値や存在が分からない。そのような物をどう扱うのか。次に、動物だが、それらは移動する。猛禽類でも、渡りをするか、しないかにより意味が異なってくる。渡り鳥の場合、日本にいない時は良いが、帰ってきた時に昨年の営巣地を使うかどうかだ。そもそも、帰ってきてても、昨年のものが帰ってきたかは調べられない。越冬ツバメについても、議論があり、確定したものはない。そのような状況で、生息地について、道路、鉄道の場合、簡単にルート変更はできない。今の段階でどう考えているのか。

(事務局)最終的には、計画策定者が決めることになる。一つの事例としては、北近畿豊岡自動車道(豊岡南~八鹿)において、ルート検討の中で、クマタカの営巣地について避けた事例がある。渡り鳥はどうかとの質問であるが、どのように対応するかは、決まったものはない。技術指針の中で、専門家や関係機関に意見を聴取すると留意事項としており、情報の収集について、文献に加え、地元の専門家の聞き取りにより、広く情報を収集することとしている。また、それで良いのかは、今後実例で検討していきたい。

(委員)試行の中で、検討していくことである。

(委員)資料3のp15の「社会・経済面の検討結果を総合的に勘案して」とある。一方、p9の図を見ると、環境面からの判断である。便利になるとかの、社会・経済面は別の所で議論されて、環境面の議論を合わせてまとめるのか。或いは、環境面に絞って議論するのか分からない。また、やらないとの選択は、読み取れるのか。やらないことより、する方がすべての指標は悪くなる。環境保全措置を行っても、ダメな時に、やらない事が案となり得ると読み取れるのか。

(事務局)資料3のp15の「社会・経済面の検討結果を総合的に勘案して」とあるのは、上位計画の形容詞であり、p9の図のとおり、社会・経済面の議論や住民意見を踏まえ計画案を決定する。p15の文言は修正したい。提出されたすべての案が、環境上問題であるとの案であれば、知事意見の中で、「環境上好ましくない、非常に懸念される」となる。それを受けて、PIが実施されれば、ゼロオプションが採択されると思われる。そのため、事業者としては、そのようなことにならないように、早めに情報収集し、自ら考えてもらうことが重要である。

(委員)表現を見直した方が良い。

(事務局)整理をしたい。

(委員)資料3のp10の環境影響要因の表現であるが、工事中は対象としないとのことですね。「供用における行為」との表現が分からない。

(事務局)整理したい。

(委員) 資料3のp5の手続きの簡略化であるが、あまり簡略化されていないと思うが。

(事務局) 事業アセスにおいて、書類が活用できる。

(委員) 大変努力されたと思う。環境事前配慮検討書が、計画にインパクトを与えるような仕組みとなる必要がある。住民は、それを提示されても、別の視点で意見を言われることが多い。

(事務局) P Iと連携したシステムのため、意見聴取等は、P Iプロセス側に委ねている。一方、環境問題が埋もれてしまわないように、環境事前配慮検討書を作って示している。住民の方から見た場合、環境事前配慮検討書等がどのようなものになるかは、今後の試行でみてほしい。

(委員) それでは、本日の先生方の意見を踏まえ、会長と事務局で協議して答申とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(答申案について、了承された)

(事務局より、資料7～10にて北近畿豊岡自動車道(豊岡南～八鹿)環境影響評価準備書の審査概要等について説明)

(委員) 事後監視調査の総会報告については、直ぐに結論をだす必要があるのか。

(事務局) 選択肢としては、一つ目は、今までとおり、二つ目は、件数も増加し、内容についても変化がないので、資料10の案のとおり、絞り込む方法、三つ目は、例えば、事後調査部会を設置して行う。事務局でもう少し検討したい。

以上